

兵庫県公報

令和7年3月11日 火曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

公安委員会規則	ページ
○ 兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	2

公布された法令のあらまし

◎兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（公安委員会規則第5号）

道路交通法及び道路交通法施行規則の一部改正により、免許情報記録個人番号カード（特定免許情報が記録された個人番号カードをいう。）等に関する規定が整備されることに伴い、関係規定について所要の整備を行うこととした。

公安委員会規則

兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月11日

兵庫県公安委員会
委員長 澤田 隆

兵庫県公安委員会規則第5号

兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

兵庫県道路交通法施行細則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「各号に掲げるものを除き、」を「表の右欄に掲げるものは同表左欄の経由先を、それ以外のものは」に改め、各号を削り、同項に次の表を加える。

経由先	申請、届出その他の手続
当該自動車の出発地を管轄する署長	法第59条第2項ただし書（自動車のけん引許可）の申請
当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する署長	<ol style="list-style-type: none"> 1 法第74条の3第5項(安全運転管理者又は副安全運転管理者(以下「安全運転管理者等」という。)の選任及び解任)の届出(規則第9条の12に掲げる届出事項等の変更の届出を含む。) 2 規則第9条の9第1項第2号(公安委員会の教習及び認定)及び同条第2項第2号(公安委員会の認定)の申請 3 令第13条第1項(緊急自動車の届出及び指定)の届出又は指定の申請 4 令第13条第1項及び第14条の2(届出又は指定の申請により交付を受けた指定書等)の記載事項の変更の届出並びに再交付の申請及び返納 5 令第14条の2(道路維持作業用自動車の届出及び指定)の届出又は指定の申請 6 法第75条第10項(自動車の使用制限標章の除去)の申請 7 令第32条の2第1項第2号、第2項第2号若しくは第3項、第32条の3の2第2項又は第32条の5第1項若しくは第2項(緊急自動車の運転資格の審査)に規定する審査の申請
兵庫県警察本部交通部交通企画課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 法第15条の3第1項(遠隔操作による通行の届出)の規定による遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行することの届出(同項の規定による届出事項の変更の届出を含む。) 2 法第74条の3第8項(安全運転管理者等に対する講習の通知)の規定により通知を受けた場合の当該講習の申請 3 法第75条の12第2項(特定自動運行の許可)の規定による特定自動運行の許可の申請書の提出 4 法第75条の16第1項本文(許可事項の変更)の規定による特定自動運行の許可事項の

	<p>変更の申請書の提出</p> <p>5 法第75条の16第3項(許可事項の軽微な変更)の規定による特定自動運行の許可事項の軽微な変更の届出</p> <p>6 法第75条の16第4項(申請事項の変更)の規定による特定自動運行の許可の申請書に記載した事項の変更の届出</p> <p>7 法第108条の3の5第1項(特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令)の規定による命令を受けた場合の当該講習の申込</p> <p>8 法第108条の3の5第2項(自転車運転者講習の受講命令)の規定による命令を受けた場合の当該講習の申込</p> <p>9 第26条の6第2項に規定する特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書の再交付の申請</p> <p>10 第28条第2項に規定する自転車運転者講習終了証書の再交付の申請</p> <p>11 規則第9条の19第2項(特定自動運行の許可証の交付等)の規定による許可証の再交付の申請</p> <p>12 規則第9条の38第1項又は第3項(許可証の返納等)の規定による許可証の返納</p>
<p>兵庫県警察本部交通部運転免許課長(以下「免許課長」という。)</p>	<p>1 法第91条の2第1項(申請による免許の条件の付与及び変更)の規定による申請(以下「免許条件付与等申請」という。)(自動車等の運転について必要な技能に関する審査を伴うものを除く。)</p> <p>2 法第95条の2第1項の規定による特定免許情報(法第95条の2第2項に規定するものをいう。以下同じ。)の記録の申請(以下「免許情報記録申請」という。)</p> <p>3 法第95条の2第4項の規定による保有状況変更(運転免許証(以下「免許証」という。)のみを有する状況、免許情報記録個人番号カード(法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。以下同じ。)のみを有する状況又は免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する状況のうち、いずれかの保有状況に変更することをいう。以下同じ。)に係る免許証の返納の届出</p> <p>4 法第95条の2第10項の規定による保有状況変更に係る免許情報記録(個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)に記録された特定免許情報に係る記録をいう。以下同じ。)</p>

- の抹消の届出
- 5 法第95条の2第11項の規定による保有状況変更に係る免許証の交付の申請
 - 6 法第97条の2第1項第3号イ(認知機能検査)に規定する認知機能検査(以下「認知機能検査」という。)の申請
 - 7 法第97条の2第1項第3号イ(運転技能検査)に規定する運転技能検査(以下「運転技能検査」という。)の申請
 - 8 法第101条第1項又は法第101条の2第1項の規定による免許証又は免許情報記録(以下「免許証等」という。)の更新の申請(以下「免許証等更新申請」という。)のうち、次のいずれかに該当する者の申請
 - (1) 別表第1に掲げる地域に住所を有する者
 - (2) 現に免許証のみを有している者で、当該申請手続終了後に免許情報記録個人番号カードを有することを希望する者
 - (3) 現に免許情報記録個人番号カードを有している者
 - 9 法第101条の2の2第1項(住所地を管轄する公安委員会以外の公安委員会を經由して行う更新(以下「経由地更新」という。))の申請
 - 10 法第101条の5(免許を受けた者に対する報告徴収)及び法第107条の3の2(国際運転免許証等を所持する者に対する報告徴収)に規定する報告(以下「公安委員会報告」という。)
 - 11 法第101条の6(医師の届出)の規定による届出(以下「医師の届出」という。)
 - 12 法第101条の7第1項(臨時認知機能検査)の規定により行う臨時の認知機能検査(以下「臨時認知機能検査」という。)の申請
 - 13 法第101条の7第4項(臨時高齢者講習)に規定する講習の申請
 - 14 法第102条第5項(臨時適性検査等)に規定する適性検査(令第37条の7第1号に掲げる場合に該当するものに限る。)の申請
 - 15 法第105条の2第3項の規定による運転経歴情報(同項に規定するものをいう。以下同じ。)の記録の申請(以下「運転経歴情報記録申請」という。)
 - 16 法第107条の7第2項(国外運転免許証の交付)の申請
 - 17 法第108条の2第1項第2号(取消処分者等又は準取消処分者等に対する講習)に掲げ

- る講習（以下「取消処分者講習」という。）の申請
- 18 法第108条の2第1項第3号（免許の保留、免許の効力の停止等の処分を受けた者に対する講習）に掲げる講習の申請
- 19 法第108条の2第1項第11号（免許証等の更新を受けようとする者、特定失効者又は特定取消処分者に対する講習）に掲げる講習の申請のうち次のいずれかに該当する者の申請
- (1) 免許証等の更新を受けようとする者で別表第1に掲げる地域に住所を有する者及び経由地更新を申請する者
 - (2) 特定失効者又は特定取消処分者
 - (3) 公安委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と講習を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法による講習（以下「オンライン講習」という。）の申請をしようとする者
- 20 法第108条の2第1項第12号（更新期間が満了する日における年齢が70歳以上の者又は法第89条第1項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が70歳以上の特定失効者若しくは特定取消処分者に対する講習）に掲げる講習（以下「高齢者講習」という。）の申請
- 21 法第108条の2第1項第13号（免許を受けた者又は国際運転免許証等を所持する者で軽微違反行為をしたものに対する講習）に掲げる講習の申請
- 22 法第108条の3の3（若年運転者講習の手続）に規定する書面により通知を受けた場合の法第108条の2第1項第14号（基準該当若年運転者（免許の効力が停止されている者を除く。）に対する特例取得免許に係る自動車の運転に関する講習）に掲げる講習（以下「若年運転者講習」という。）の申請
- 23 法第108条の4第2項（指定講習機関）に規定する取消処分者講習又は若年運転者講習に係る指定講習機関の指定の申請
- 24 令第37条の6第2号（特定任意講習）に規定する講習（以下「特定任意講習」という。）の申請
- 25 令第37条の6の2第1号（特定任意高齢者講習）に規定する講習（以下「特定任意高齢者講習」という。）の申請

	<p>26 規則第29条の2の5第1項第4号(臨時認知機能検査)の規定による診断書等の提出</p> <p>27 指定講習機関に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第1号)第4条第1項若しくは第3項、第9条第1項若しくは第2項、第11条、第13条又は第14条第1項に規定する届出又は提出(取消処分者講習又は若年運転者講習に係るものに限る。)</p> <p>28 運転免許に係る講習等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第4号。以下「講習規則」という。)第4条第2項第1号ロに規定する認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習(以下「認知機能検査員講習」という。)の申請</p> <p>29 第19条の3第2項の規定による認知機能検査結果通知書の再交付の申請</p> <p>30 第19条の4第2項の規定による認知機能検査等受検免除証明書の再交付の申請(規則第26条の4第3号に規定する診断書等に係るものを除く。)</p> <p>31 第19条の5第2項の規定による運転技能検査受検結果証明書の再交付の申請</p> <p>32 第20条第2項の規定による取消処分者講習終了証書の再交付の申請</p> <p>33 第20条第4項の規定による取消処分者講習終了証書の再交付の報告</p> <p>34 第22条の規定による高齢者講習終了証明書の再交付の申請</p> <p>35 第22条の2第2項の規定による若年運転者講習終了証明書の再交付の申請</p> <p>36 第22条の2第4項の規定による若年運転者講習終了証明書の再交付の報告</p> <p>37 第23条の3第2項の規定による認知機能検査員講習終了証書の再交付の申請</p>
<p>兵庫県警察本部交通部運転免許試験場長</p>	<p>1 法第89条第1項(免許の申請)の申請(免許証のみの保有を希望する者からの第14条第1項第3号の規定により警察本部長が指定する警察署及び警察署分庁舎で行う運転免許試験(以下「免許試験」という。)の申請を除く。)</p> <p>2 法第89条第3項(技能検査)の申請</p> <p>3 免許条件付与等申請(自動車等の運転について必要な技能に関する審査を伴うものに限る。)</p> <p>4 法第98条第2項(自動車教習所)に規定する自動車教習所の設置者又は管理者からの届出</p>

- 5 法第99条第1項(自動車教習所の指定)の申請
- 6 法第99条の4(職員に対する講習)の規定により通知を受けた場合の当該講習の申請
- 7 法第100条の2第5項(再試験)に規定する再試験を行う旨の通知を受けた場合の当該再試験の申込
- 8 法第108条の2第1項第4号から第8号まで(大型車講習、中型車講習、準中型車講習、普通車講習、大型二輪車講習、普通二輪車講習、原付講習、大型旅客車講習、中型旅客車講習、普通旅客車講習、応急救護処置講習(一)及び応急救護処置講習(二))に掲げる講習の申請
- 9 法第108条の3第2項(初心運転者講習の手続)に規定する講習の通知を受けた場合の当該講習の申請
- 10 法第108条の4第2項(指定講習機関)に規定する初心運転者講習(法第108条の2第1項第10号に掲げる講習をいう。以下同じ。)に係る指定講習機関の指定の申請
- 11 規則第18条の5(限定解除審査の申請の手続)の申請(以下「限定解除審査の申請」という。)
- 12 規則第26条の4第3号(認知機能検査等を受ける必要がない者)の規定による診断書等の提出
- 13 指定講習機関に関する規則第4条第1項若しくは第3項、第9条第1項若しくは第2項、第11条、第13条又は第14条第1項に規定する届出又は提出(初心運転者講習に係るものに限る。)
- 14 大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則(令和4年国家公安委員会規則第4号)第2条第1項の申請
- 15 大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則第4条の規定による届出

同条第2項中「各号に掲げる届出、申請及び返納の手続は、兵庫県警察本部交通部交通規制課長(以下「交通規制課長」という。)又は署長(第5号の申請のうち、第2条の2第2項に規定する第1号申請にあっては、同条第1項第1号に規定する用務に係る区域を管轄する署長に限る。)」を「表の右欄に掲げる申請、届出その他の手続は、同表左欄の経由先」に改め、各号を削り、同項に次の表を加える。

経由先	申請、届出その他の手続
兵庫県警察本部交通部交通規制課長又は署長(右欄)	1 法第45条の2第1項(高齢運転者等が運転する普通自動車)の届出及び同条第2項(高

<p>5の申請のうち、第2条の2第2項に規定する第1号申請にあっては、同条第1項第1号に規定する用務に係る区域を管轄する署長に限る。）</p>	<p>齢運転者等標章の交付)の申請 2 法第45条の2第3項(高齢運転者等標章の再交付)の申請 3 法第45条の2第4項(高齢運転者等標章)の返納 4 規則第6条の3の5(高齢運転者等標章の記載事項の変更)の届出 5 第2条の2第2項(禁止除外車標章及び駐車禁止除外指定車標章)の申請</p>
<p>免許課長</p>	<p>1 法第94条第1項(法第95条の5第2項において読み替えて準用する場合を含む。)(免許証の記載事項又は免許情報記録の変更)の届出(以下「免許証等記載事項変更届出」という。) 2 法第94条第2項(免許証の再交付)の申請(以下「免許証再交付申請」という。) 3 免許証等更新申請(別表第1に掲げる地域以外の地域に住所を有する者に係る申請に限る。) 4 法第104条の4第1項(申請による免許の取消し)の申請(以下「免許取消申請」という。) 5 法第105条の2第1項(運転経歴証明書の交付)の申請(以下「運転経歴証明書交付申請」という。) 6 法第106条の3第1項(免許証)の返納(以下「免許証返納」という。) 7 法第106条の4第1項(免許情報記録)の抹消(以下「免許情報記録抹消」という。) 8 法第107条の10第1項(国外運転免許証)の返納(以下「国外運転免許証返納」という。) 9 法第108条の2第1項第11号(免許証等の更新を受けようとする者、特定失効者又は特定取消処分者に対する講習)に掲げる講習の申請(免許証等の更新を受けようとする者に対する講習に係る申請であって、別表第1に掲げる地域以外の地域に住所を有する者に係るものに限る。) 10 規則第29条の2の3第3号(認知機能検査等を受ける必要がない場合)の規定による診断書等の提出 11 規則第30条の10第1項(運転経歴証明書の記載事項変更)の届出(以下「運転経歴証明書記載事項変更届出」という。) 12 規則第30条の11(運転経歴証明書の再交付)の申請(以下「運転経歴証明書再交付申請」という。)</p>

	<p>13 規則第30条の12 (運転経歴証明書) の返納 (以下「運転経歴証明書返納」という。)</p> <p>14 規則第30条の15第1項 (運転経歴情報の記録事項の変更) の届出 (以下「運転経歴情報記録事項変更届出」という。)</p> <p>15 規則第30条の16の規定 (運転経歴情報) の抹消 (以下「運転経歴情報抹消」という。)</p> <p>16 第25条の2第1項の規定による紛失等に伴う保有状況変更申出</p> <p>17 第25条の2第2項の規定による発見に伴う保有状況変更申出</p>
<p>別表第1の2に掲げる署長</p>	<p>1 免許証等更新申請 (法第95条の6に規定する優良運転者 (以下「優良運転者」という。)) 又は高齢者講習を受講した者のうち、現に免許証のみを有しており、当該申請手続終了後も免許証のみを有することを希望する者に該当する者に係る申請に限る。)</p> <p>2 法第108条の2第1項第11号 (免許証等の更新を受けようとする者、特定失効者又は特定取消処分者に対する講習) に掲げる講習の申請 (免許証等の更新を受けようとする者に対する講習であって、優良運転者に該当する者に係る申請に限る。)</p>
<p>署長</p>	<p>1 免許条件付与等申請 (自動車等の運転について必要な技能に関する審査を伴うものを除く。)</p> <p>2 免許証等記載事項変更届出</p> <p>3 免許証再交付申請</p> <p>4 公安委員会報告</p> <p>5 医師の届出</p> <p>6 免許取消申請</p> <p>7 運転経歴証明書交付申請</p> <p>8 運転経歴証明書再交付申請</p> <p>9 免許証返納</p> <p>10 免許情報記録抹消</p> <p>11 国外運転免許証返納</p> <p>12 取消処分者講習の申請</p> <p>13 限定解除審査の申請 (自動車等の運転について必要な技能に関する審査を伴うものを除く。)</p> <p>14 運転経歴証明書記載事項変更届出</p> <p>15 運転経歴証明書返納</p> <p>16 運転経歴情報記録事項変更届出</p> <p>17 運転経歴情報抹消</p> <p>18 第25条の2第1項の規定による紛失等に伴う保有状況変更申出</p> <p>19 第25条の2第2項の規定による発見に伴</p>

別表第1の3に掲げる署長	う保有状況変更申出 1 免許証等更新申請のうち、優良運転者又は高齢者講習を受講した者で、次のいずれかに該当する者の申請 (1) 現に免許証のみを有している者で、当該申請手続終了後に免許情報記録個人番号カードを有することを希望する者 (2) 現に免許情報記録個人番号カードを有している者 2 免許証等更新申請(別表第1の4に掲げる地域に住所を有する者で住所地を管轄する署長を経由してする申請に限る。)のうち、法第95条の6に規定する一般運転者又は違反運転者で、次のいずれかに該当する者の申請 (1) 現に免許証のみを有している者で、当該申請手続終了後に免許情報記録個人番号カードを有することを希望する者 (2) 現に免許情報記録個人番号カードを有している者
--------------	---

同条第3項から第5項までを削る。

第9条の2第3項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する」を削る。

第17条の2第1号を次のように改める。

(1) 免許証再交付申請

第17条の2第2号、第4号及び第5号を削り、同条第3号を第5号とし、第1号の次に次の3号を加える。

(2) 免許情報記録申請

(3) 法第95条の2第11項の規定による免許証の交付の申請

(4) 免許証等更新申請

第17条の2に次の3号を加える。

(6) 運転経歴証明書交付申請

(7) 運転経歴情報記録申請

(8) 運転経歴証明書再交付申請

第18条の2を次のように改める。

(運転経歴証明書等の交付及び記録の申請等)

第18条の2 運転経歴証明書交付申請、運転経歴情報記録申請、運転経歴証明書記載事項変更届出、運転経歴証明書再交付申請及び運転経歴情報記録事項変更届出は、運転経歴証明書交付等申請(届出)書(様式第41号の3)を提出して行うものとする。この場合において、運転経歴証明書記載事項変更届出をしようとする者は、当該運転経歴証明書を運転経歴証明書交付等申請(届出)書に添付して行うものとし、運転経歴情報の記録事項の変更をしようとする者は、当該運転経歴情報の記録された個人番号カード(以下「運転経歴情報記録個人番号カード」という。)を提示して行うものとする。

第19条第6項中「法第108条の2第1項第11号に掲げる講習」の右に「(オンライン講習を除く。)」を加える。第25条を次のように改める。

(免許証等の返納及び抹消)

第25条 次に掲げる者は、免許証等の返納及び抹消について運転免許証等返納(抹消)書(様式第63号)を提出して行うものとする。

(1) 免許証返納をしようとする者(免許取消申請により取り消された免許に係る免許証を返納しようとする者及び運転経歴証明書交付申請又は運転経歴情報記録申請の際に既に失効している免許証の返納をしよう

とする者（以下「提出不要者」という。）を除く。）

- (2) 免許情報記録抹消をしようとする者（提出不要者を除く。）
- (3) 国外運転免許証返納をしようとする者
- (4) 運転経歴証明書返納をしようとする者
- (5) 運転経歴情報抹消をしようとする者

2 前項の規定により、免許証返納、国外運転免許証返納又は運転経歴証明書返納をしようとする者は、当該免許証、国外運転免許証又は運転経歴証明書を運転免許証等返納（抹消）書に添付して返納するものとし、免許情報記録抹消又は運転経歴情報抹消をしようとする者は、当該免許情報記録個人番号カード又は運転経歴情報記録個人番号カードを提示して抹消を受けるものとする。

第25条の次に次の1条を加える。

（免許証等の紛失等に伴う保有状況の変更）

第25条の2 免許証及び免許情報記録個人番号カードを保有する者が、免許証のみを紛失した場合に当該紛失を機に免許情報記録個人番号カードのみに保有状況変更の申出及び免許情報記録個人番号カードのみを紛失した際に当該紛失を機に免許証のみに保有状況変更の申出をしようとするときは、免許等保有状況変更申出書（紛失等・発見）（様式第63号の2）を提出して行うものとする。この場合において、免許情報記録個人番号カードのみに保有状況変更の申出をしようとする者は、当該免許情報記録個人番号カードを提示して行うものとし、免許証のみに保有状況変更の申出をしようとする者は、当該免許証を免許等保有状況変更申出書（紛失等・発見）に添付して行うものとする。

2 前項の規定による保有状況変更後に、紛失した免許証又は免許情報記録個人番号カードを発見した場合において、当該発見を機に免許証及び免許情報記録個人番号カードを保有することの申出をしようとする者は、免許等保有状況変更申出書（紛失等・発見）を提出して行うものとする。この場合において、免許情報記録個人番号カードを発見して保有状況変更の申出をしようとする者は、当該免許情報記録個人番号カードを提示して行うものとし、免許証を発見して保有状況変更の申出をしようとする者は、当該免許証を免許等保有状況変更申出書（紛失等・発見）に添付して行うものとする。

別表第1の2の次に次の2表を加える

別表第1の3（第1条関係）

兵庫県相生警察署長 兵庫県赤穂警察署長 兵庫県宍粟警察署長 兵庫県洲本警察署長 兵庫県南あわじ警察署長

別表第1の4（第1条関係）

洲本市 相生市 赤穂市 南あわじ市 宍粟市 赤穂郡

様式第16号及び様式第17号を次のように改める。

様式第16号（第9条の2関係）

（表）

※ 整理番号	
--------	--

安全運転管理者に関する届出書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所
 (所在地)
 届出者 氏 名
 (名称及び代表者の氏名)
 電 話 ()

次により安全運転管理者に関する届出をします。

届出の区分	選 任	解 任	改 任	変 更	1 届出者の氏名又は名称及び住所 2 安全運転管理者の氏名（改姓等） 3 安全運転管理者の職務上の地位 4 自動車の使用の本拠の名称及び位置	
安 全 運 転 管 理 者	選 任 年 月 日	年 月 日				
	職 務 上 の 地 位					
	ふ り が な 氏 名	年 月 日生（ 歳）				
	資 要 格 件	1 実務経験 運転管理2年以上	2 公安委員会教習修了 運転管理1年以上 (修了証書番号)	3 公安委員会の認定 (認定書番号)		
	運 免 転 許	1 免 許 証 番 号	第 号			
		2 免 許 情 報 記 録 番 号	第 号			
勤 態 務 様	1 日勤 2 隔日 3 その他 ()			副安全運転管理者 人	補助者 人	

様式第17号（第9条の2関係）

(表)

※ 整理番号	
--------	--

副安全運転管理者に関する届出書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所
(所在地)
届出者 氏 名
(名称及び代表者の氏名)
電 話 () -

次により副安全運転管理者に関する届出をします。

届出の区分		選 任	解 任	改 任	変 更	1 届出者の氏名又は名称及び住所 2 副安全運転管理者の氏名（改姓等） 3 副安全運転管理者の職務上の地位 4 自動車の使用の本拠の名称及び位置
副 安 全 運 転 管 理 者	選 任 年 月 日	年 月 日				
	職 務 上 の 地 位					
	ふりがな 氏 名	年 月 日生（ 歳）				
	資 要 格 件	実 務 経 験				3 公安委員会の認定 (認定書番号)
		1 運転管理1年以上	2 運転経験3年以上			
	運 免 転 許	1 免許証番号	第 号			
2 免許情報記録番号		第 号				
勤 態 務 様	1 日勤 2 隔日 3 その他 ()					

(裏)

使用の本拠	自の動車用	ふりがな															
	使の本拠	名 称															
業種別	位置	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
		官公農林漁	公	社	署	等	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業
前副安全運転管理者	氏名																
	解任	年 月 日															
	解任理由	1 死亡					2 退職					3 転勤					
参考事項		4 解任命令					5 その他 ()										

- 注 1 ※印欄は、記載しないこと。
 2 該当する番号を○で囲むこと。
 3 届出者が法人であるときは、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載すること
 4 副安全運転管理者を解任後直ちに他の者を副安全運転管理者に選任したときは、「届出の区分」欄の「改任」の項目を○で囲み、以下各欄に記載した上、「前副安全運転管理者」欄に記載することによって、解任の届出を兼ねることとする。
 5 「届出の区分」欄のうち、変更届出事項各号に該当する変更があったときは、変更事項を含めて、各欄の所要事項を記載し、「参考事項」欄に変更前の事項を朱書きすること。

様式第19号を次のように改める。

様式第19号（第9条の2関係）

職 務 経 歴 証 明 書															
勤務先の所在地															
勤務先の名称															
住 所															
氏 名		年 月 日生（ 歳）													
勤 務 期 間			職 務 上 の 地 位					業 務 の 内 容							
年 月から		年 月間													
年 月まで															
年 月から		年 月間													
年 月まで															
年 月から		年 月間													
年 月まで															
運 転 免 許	免 許 証 番 号		第 号												
	免 許 情 報 記 録 番 号		第 号												
	免 許 年 月 日	第 一 種 免 許	二・小・原		年 月 日										
			そ の 他		年 月 日										
			第 二 種 免 許			年 月 日									
免 許 の 種 類	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	引	大 二	中 二	普 二	大 特 二	引 二
免 許 の 条 件															
上記のとおり相違ないことを証明します。															
年 月 日															
使用者又は代理人の 職 名 及 び 氏 名															

注 「業務の内容」欄は、自動車の運転管理（自動車等の運転者に対し、運転について指示し、指導し、又は監督すること。）に関する事項を含めて記載すること。

様式第25号を次のように改める。

様式第25号（第9条の4関係）

※ 受 付	年 月 日	※ 教 習 年 月 日	年 月 日												
※ 警 察 署 名	警察署	※ 終 了 証 書 番 号	第 号												
教 習 受 講 申 請 書															
年 月 日															
兵庫県公安委員会 様															
住 所 (所在地)															
申請者 氏 名 (名称及び代表者氏名)															
電 話 () -															
次の者に対する教習の受講を申請します。															
住 所															
ふ り が な 氏 名	年 月 日生 (歳)														
勤 務 先 の 所 在 地															
勤 務 先 の 名 称															
職務上の地位			職務の内容												
運 転 免 許	免 許 証 番 号	第 号													
	免 許 情 報 記 録 番 号	第 号													
	免 許 年 月 日	第 一 種 免 許	二・小・原	年 月 日											
			そ の 他	年 月 日											
		第 二 種 免 許	年 月 日												
	免 許 の 種 類	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	け 引	大 二	中 二	普 二	大 特 二
免 許 の 条 件															

注 1 ※印欄は、記載しないこと。

2 申請者が法人であるときは、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載すること

様式第32号及び様式第33号を次のように改める。

様式第32号（第12条関係）

条件解除（変更）審査申請書						
						年 月 日
兵庫県公安委員会 様						
フリガナ			元号	年	月	日
氏 名	氏	名				
住 所				電話		
免許の条件	の条件解除（変更） 道路交通法第91条に規定するもののうち、車種限定の解除以外の条件 解除（変更）に係る審査					

視 力	裸 眼			矯 正			深視力（裸・矯）
	左	右	両	左	右	両	
視 野							

1 条件を解除する。 2 条件を次のように変更する。	決定者	担当者	警察署等受付 年 月 日 受付番号

新 条 件						
-------	--	--	--	--	--	--

登録年月日	年 月 日	登録番号	
-------	-------	------	--

様式第33号（第12条関係）

緊急自動車運転資格審査申請書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所
(所在地)

申請者 氏 名
(名称及び代表者の氏名)

電 話 () -

次の者に対する緊急自動車運転資格審査を申請します。

審査を受けようとする者	住 所			
	氏 名			
	生年月日	年 月 日 (歳)		
審査に係る緊急自動車の種類		大型 中型 準中型 普通 大自二	普自二 (限定なし・小型)	
緊急自動車の使用者	所在地			
	職 名			
	氏 名			
審 査 結 果	年 月 日	決定者	担当者	
	合格 ・ 不合格			

- 注 1 申請者が法人であるときは、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 「審査に係る緊急自動車の種類」欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 3 審査を受けようとする者は、運転免許証又は免許情報記録個人番号カードを提示し、必要な措置を受けること。

様式第38号を次のように改める。

様式第38号（第17条関係）

第 号

運転免許試験合格決定取消通知書

年 月 日

住 所

様

兵庫県公安委員会 印

次の運転免許試験の合格の決定は、 年 月 日取り消したので通知します。

申請に係る運転免許の種類			
運転免許試験合格決定年 月 日	年 月 日		
運転免許証番号	第 号	<input type="checkbox"/> 番号なし	
免許情報記録番号	第 号	<input type="checkbox"/> 番号なし	
取 消 理 由			

注 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場を経由して兵庫県公安委員会に対して審査請求をするか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

様式第39号の2及び様式第39号の3を次のように改める。

様式第39号の2（第17条の3、第17条の4、第19条関係）

認知機能検査・運転技能検査・高齢者講習受検受講申請書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所

申請者 氏 名

生年月日 年 月 日

電 話 () -

認知機能検査
次により 運転技能検査 の受検受講を申請します。
高齢者講習

受 検 受 講 年 月 日	年 月 日
受 検 受 講 場 所	
受 検 受 講 者 区 分	<input type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 特定失効等
受 検 受 講 区 分 (手数料)	<input type="checkbox"/> 認知機能検査 (円)
	<input type="checkbox"/> 運転技能検査 (円)
	<input type="checkbox"/> 高齢者講習2時間 (円)
	<input type="checkbox"/> 高齢者講習1時間 (円)
	合計 円

- 注 1 「受検受講者区分」欄の特定失効等とは、特定失効者又は特定取消処分者をいう。
2 「受検受講者区分」欄及び「受検受講区分」欄は、該当する全ての□にレ印を記載すること。

様式第39号の3（第17条の3関係）

臨時認知機能検査受検申請書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所

申請者 氏 名

生年月日 年 月 日

電 話 () -

次により臨時認知機能検査の受検を申請します。

受 年 月 日	検 日	年 月 日
受 場	検 所	
手 数 料 納 付 確 認		(円)

様式第41号の2の2を次のように改める。

様式第41号の3 (第18条の2関係)

資料	36	50	51	
区分	交付・再交付	修正登録	記載事項変更	

受理警察署等	
--------	--

確認方法	運転経歴証明書交付等申請 (届出) 書			
住民票の写し	兵庫県公安委員会 様 年 月 日			
個人番号カード				
在留カード				
その他	申請 運転経歴証明書 <input type="checkbox"/> 交付申請 <input type="checkbox"/> 再交付申請 <input type="checkbox"/> 記載事項変更 区分 運転経歴情報記録個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転経歴情報記録申請 <input type="checkbox"/> 記録事項変更			
	運転経歴証明書の保有の有無	有 ・ 無	運転経歴情報記録個人番号カードの紛失等の事情の有無	有 ・ 無

※申請者は太枠線内を記載してください。

個人番号カードの有効力	有効 ・ 失効	希望する保有状況	<input type="checkbox"/> 運転経歴証明書 <input type="checkbox"/> 運転経歴情報記録個人番号カード
フリガナ氏名		新	
性別	男 ・ 女	新 男 ・ 女	
生年月日	年 月 日生 (歳)	年 月 日生 (歳)	
住所	電 話		
新住所	〒		
取消申請年月日 又は失効年月日	取消・失効 年 月 日	申請取消公安委員会 又は交付公安委員会	公安委員会
取得していた免許の種類	大 中 準 普 大 大 普 小 原 け 大 中 普 大 け 型 型 中 通 大 自 自 特 付 引 二 二 二 特 二 引 二		

経歴証明番号 (免許証番号)			
運転経歴情報記録の番号 (免許情報記録の番号)			

写真貼付け欄

交付等 (予定)日	証明書	年 月 日	旧経歴証明書交付	有・無
	記録	年 月 日	取扱者	
免許証の返納	有 ・ 無			
免許情報記録の抹消	済 ・ 未			

運転免許課使用欄 (取扱者)			
交付日	年 月 日	照会番号	-
区分	1 優良 2 一般 3 違反等	取消・失効	毎約申請
取得年月日	二・小・原	年 月 日	
	そ の 他	年 月 日	
	二 種	年 月 日	
旧運転経歴証明書交付日	年 月 日		
登録年月日	年 月 日	登録番号	

注 経歴証明書に記載の交付日は、交付申請又は再交付申請の受理日とすること。

受付印

手数料
(記載 (記録) 事項変更は無料)

様式第43号から様式第46号の2までを次のように改める。

様式第43号（第19条関係）

※ 受理番号	第	号
--------	---	---

取消処分者講習受講申請書

年 月 日

様

住 所
氏 名
申 請 者 生年月日 年 月 日
電 話 () -

次により取消処分者講習の受講を申請します。

受 講 年 月 日	年 月 日
受 講 場 所	
受 講 車 種 (手数料)	1 普通自動車 (円) 2 普通自動二輪車 (円) 3 一般原動機付自転車 (円)
手 数 料 納 付 確 認	

- 注 1 ※印欄は、記載しないこと。
 2 「受講車種（手数料）」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

様式第43号の2（第19条関係）

※ 受理番号	第	号
--------	---	---

取得時講習受講申請書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所
氏 名
申 請 者 生年月日 年 月 日
電 話 () -

次により取得時講習の受講を申請します。

受講年月日	年 月 日
受講場所	
受講種別 (手数料)	1大型車講習 (円) 7普通二輪車講習 (円) 2中型車講習 (円) 8原付講習 (円) 3準中型車講習 (円) 9大型旅客車講習 (円) (普通免許保有者) 4準中型車講習 (円) 10中型旅客車講習 (円) (普通免許非保有者) 5普通車講習 (円) 11普通旅客車講習 (円) 6大型二輪車講習 (円) 12応急救護処置講習(一) (円) 13応急救護処置講習(二) (円)
手数料納付 確認	

- 注 1 ※印欄は、記載しないこと。
2 「受講種別(手数料)」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

様式第44号（第19条関係）

※ 受理番号	第	号
--------	---	---

指定自動車教習所職員講習受講申請書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

教習所名

住 所

申請者 氏 名

生年月日 年 月 日

電 話 () -

次により指定自動車教習所職員講習の受講を申請します。

受 講 年 月 日	1 日 目	年	月	日
	2 日 目	年	月	日
受 講 場 所	1 日 目	年	月	日
	2 日 目	年	月	日
受 講 種 別 (手数料)	1 教 習 指 導 員 講 習 (円)			
	2 技 能 検 定 員 講 習 (円)			
	3 副 管 理 者 講 習 (円)			
手 数 料 納 付 確 認				

注 1 ※印欄は、記載しないこと。

2 「受講種別（手数料）」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

様式第45号（第19条関係）

※ 受理番号	第	号
--------	---	---

初心運転者講習受講申請書

年 月 日

様

住 所
氏 名
申 請 者 生年月日 年 月 日
電 話 () -

次により初心運転者講習の受講を申請します。

受講年月日	年 月 日
受講場所	
受講車両 (手数料)	1 準中型自動車 (円) 2 普通自動車 (円) 3 大型自動二輪車 (円) 4 普通自動二輪車 (円) 5 一般原動機付自転車 (円)

注 1 ※印欄は、記載しないこと。

2 「受講車両（手数料）」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

様式第46号（第19条関係）

※ 受理番号	第	号
--------	---	---

初心運転者講習通知手数料納入書

年 月 日

様

住所
 氏名
 納入者 生年月日 年 月 日
 電 話 () -

次により初心運転者講習通知手数料を納入します。

講習年月日	年 月 日
講習場所	
講習車両 (手数料)	1 準中型自動車 (円) 2 普通自動車 (円) 3 大型自動二輪車 (円) 4 普通自動二輪車 (円) 5 一般原動機付自転車 (円)
手数料納付 確認	

注 1 ※印欄は、記載しないこと。

2 「講習車両（手数料）」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

様式第46号の2（第19条関係）

※ 受理番号	第	号
--------	---	---

更新時講習受講申請書（特定失効者・特定取消処分者用）

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所

申請者 氏 名

生年月日 年 月 日

電 話 () -

次により更新時講習の受講を申請します。

受講年月日	年 月 日
受講場所等	
受講区分 (手数料)	1 優良運転者講習 (円) ・オンライン (円) 2 一般運転者講習 (円) ・オンライン (円) 3 違反運転者講習 (円) 4 初回更新者講習 (円)
手数料納付 確 認	

注 1 ※印欄は、記載しないこと。

2 「受講区分（手数料）」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

様式第48号から様式第48号の3までを次のように改める。

様式第48号（第19条関係）

※ 受理番号	第	号
--------	---	---

違反者講習受講申請書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所

氏 名

申請者

生年月日 年 月 日

電 話 () -

次により違反者講習の受講を申請します。

受講年月日	年 月 日
受講場所	
受講区分 (手数料)	1 社会参加活動を含む講習 (円) 2 社会参加活動を含まない講習 (円)
手数料納付	受講手数料
確認	通知手数料 (円)

注 1 ※印欄は、記載しないこと。

2 「受講区分（手数料）」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

様式第48号の2 (第19条関係)

※ 受理番号 第 _____ 号

若年運転者講習受講申請書

年 月 日

様

住 所

氏 名

申請者

生年月日

年 月 日

電 話 (_____) - _____

次により若年運転者講習の受講を申請します。

受 講 年 月 日	年 月 日
受 講 場 所	
手 数 料 納 付 確 認	(円)

注 ※印欄は、記載しないこと。

様式第48号の3（第19条関係）

※ 受理番号 第 号

若年運転者講習通知手数料納入書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所

氏 名

納入者

生年月日

年 月 日

電 話 () -

次により若年運転者講習通知手数料を納入します。

講習年月日	年 月 日
講習場所	
手数料納付 確認	(円)

注 ※印欄は、記載しないこと。

様式第49号の2から様式第49号の5までを次のように改める。

様式第49号の2（第19条関係）

特定任意高齢者講習受講申請書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所

申請者 氏 名

生年月日 年 月 日

電 話 () -

次により特定任意高齢者講習の受講を申請します。

受 講 年 月 日	年 月 日
受 講 場 所	
受 講 区 分 (手数料)	<input type="checkbox"/> 特定任意高齢者講習 2 時間 (円) <input type="checkbox"/> 特定任意高齢者講習 1 時間 (円)

注 「受講区分（手数料）」欄は、該当する□にレ印を記載すること。

様式第49号の3 (第19条関係)

※ 受理番号 第 号

認知機能検査員講習受講申請書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所

氏 名

申請者

生年月日

年 月 日

電 話 () -

次により認知機能検査員講習の受講を申請します。

受講年月日	年 月 日
受講場所	
手数料納付 確認	

注 ※印欄は、記載しないこと。

様式第49号の4（第19条の3関係）

（表）

にんちきのうけんさけつかつうちしょ こう
認知機能検査結果通知書（甲）

じゅう しょ
住 所

し めい
氏 名

せいねんがっぴ
生 年 月 日

けんさねんがっぴ
検査年月日

けんさばしょ
検査場所

総合点		点
-----	--	---

（A 点）

（B 点）

きおくりよく はんだんりよく ひく にんちしょう
記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがあります。

きおくりよく はんだんりよく ていか しんごうむ し いちじふていし いはん しんろへんこう
記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反をしたり、進路変更の

あいず おく けいこう
合図が遅れたりする傾向がみられます。

こんご うんてん じゅうぶんちゆうい い し かぞく そうだん
今後の運転について十分注意するとともに、医師やご家族にご相談されることをお

すす
勧めします。

りんじてきせいけんさ せんもんい しんだん う また い し しんだんしょ ていしゆつ
また、臨時適性検査（専門医による診断）を受け、又は医師の診断書を提出してい

し こうあんいんかい
ただくお知らせが公安委員会からあります。

しんだん けっか にんちしょう はんめい うんてんめんきょ とりけ ていし
この診断の結果、認知症であることが判明したときは、運転免許の取消し、停止と

ぎょうせいしょぶん たいしょう
いう行政処分の対象となります。

うんてんめんきょしょうまた めんきょしょうほうきろく こうしんてつづき こうれいしやこうしゅう じゆこう
運転免許証又は免許情報記録の更新手続までに、高齢者講習を受講してください。

うんてんめんきょしょうまた めんきょしょうほうきろく こうしんてつづき さい しよめん かなら じさん
運転免許証又は免許情報記録の更新手続の際は、この書面を必ず持参してください。

年 月 日

兵庫県公安委員会 印

(裏)

認知機能検査の判定や計算等について

総合点による判定

てんみまん 36点未満	きおくりよく はんだんりよく ひく 記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがある。
----------------	--

はんてい きじゆん てんすう てん にんちきのうけんさ けっか にんちしょうせんもんい しんだんけっか
 判定の基準となる点数(36点)は、認知機能検査の結果と認知症専門医による診断結果との関係を統計的に分析して定められたものです。

にんちきのうけんさ は、あなたの きおくりよく はんだんりよく じょうきよう かんい けんさ かくにん
 認知機能検査は、あなたの記憶力・判断力の状況を簡易な検査によって確認するもので、認知症の診断を行うものではありません。

したがって、そうごうてん てんみまん であつたとしても、ただちに にんちしょう しめ
 のではありませんが、きおくりよく はんだんりよく ふあん かつ ちか いりようきかんとう そうだん
 記憶力・判断力に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談されることをお勧めします。

にんちしょう うんでんめんきよしょうまた めんきよじょうほうきろく こうしん
 認知症のおそれがあるとされても、運転免許証又は免許情報記録の更新をすることはできますし、ただちに免許が取り消されるわけではありません。ただし、けいさつ れんらく
 あり、いし しんだん う 医師の診断を受けることになります。

にんちしょう しんだん ばあい めんきよ と け また ていし こんかい けんさ けっか
 認知症と診断された場合は、免許が取り消され、又は停止されます。今回の検査の結果
 について、ごしつもん かつ にんちきのうけんさ おこな ひょうごけんけいさつほんぶこうつうぶうん
 御質問のある方は、認知機能検査を行ったところや兵庫県警察本部交通部運
 転免許課高齢運転者等支援室までお問い合わせください。

総合点の計算

そうごうてん つぎ けいさんしき あ さんしゆつ
 総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。

ただ かいとう おお なるにつれて そうごうてん たか
 正しい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。

$$\text{総合点} = 2.499 \times A + 1.336 \times B$$

Aは、きおく しゆるい なまえ ただ かいとう
 記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどうかについての
 てんすう ただ かいとう てんすう
 点数です。正しく回答すると点数がつきます。

Bは、ねん がつ ひ ようび じこく ただ かいとう
 「年」、「月」、「日」、「曜日」、「時刻」が正しく回答されているかどう
 かにつての点数です。ただ かいとう てんすう
 正しく回答すると点数がつきます。

様式第49号の5（第19条の3関係）

（表）

にんちきのうけんさけっかつうちしょ おつ
認知機能検査結果通知書（乙）

じゅう しょ
住 所

し めい
氏 名

せいねんがっぴ
生年月日

けんさねんがっぴ
検査年月日

けんさばしょ
検査場所

にんちしやう きじゆん がいとう
「認知症のおそれがある」基準には該当しませんでした。

こんかい けっか きおくりよく はんだんりよく ていか い み
今回の結果は、記憶力・判断力の低下がないことを意味するものではありません。

こじんさ かけい にんちきのう しんたいきのう へんか じぶんじしん
個人差はありますが、加齢により認知機能や身体機能が変化することから、自分自身

じやうたい つね じかく おう うんてん たいせつ
の状態を常に自覚して、それに応じた運転をすることが大切です。

きおくりよく はんだんりよく ていか しんごうむし いちじふていし いはん しんろへんこう あいず
記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反をしたり、進路変更の合図

おく けいこう こんご うんてん じゆうぶんちゆうい
が遅れたりする傾向がみられますので、今後の運転に十分注意してください。

うんてんめんきょしやうまた めんきょじやうほうきろく こうしんてつづき こうれいしやこうしゆう じゆうこう
運転免許証又は免許情報記録の更新手続までに、高齢者講習を受講してください。

うんてんめんきょしやうまた めんきょじやうほうきろく こうしんてつづき さい しよめん かなら じさん
運転免許証又は免許情報記録の更新手続の際は、この書面を必ず持参してください。

年 月 日

兵庫県公安委員会 印

(裏)

認知機能検査の判定や計算等について

総合点による判定

36点以上	「認知症のおそれがある」基準には該当しませんでした。
-------	----------------------------

判定の基準となる点数(36点)は、認知機能検査の結果と認知症専門医による診断結果との関係を統計的に分析して定められたものです。

認知機能検査は、あなたの記憶力・判断力の状況を簡易な検査によって確認するもので、認知症の診断を行うものではありません。

したがって、総合点が36点以上であったとしても、必ずしも認知症でないことを示すものではありませんので、記憶力・判断力に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談されることをお勧めします。

今回の検査の結果について、御質問のある方は、認知機能検査を行ったところや兵庫県警察本部交通部運転免許課高齢運転者等支援室までお問い合わせください。

総合点の計算

総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。

正しい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。

$$\text{総合点} = 2.499 \times A + 1.336 \times B$$

Aは、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつかます。

Bは「年」、「月」、「日」、「曜日」、「時刻」が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつかます。

様式第49号の9及び様式第49号の10を次のように改める。

様式第49号の9（第19条の5関係）

第 号

運転技能検査受検結果証明書（甲）

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日 に

において、道路交通法第97条の2第1項第3号イに規定する運転技能検査を受検した者であることを証明する。

運 転 技 能 検 査 の 結 果	点
-------------------	---

大型第二種免許、中型第二種免許若しくは普通第二種免許を受けようとし、又は受けている者

〈合格基準〉

- ・ 下記以外の運転免許 → 70点以上
- ・ 大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許 → 80点以上

運転免許証又は免許情報記録の更新手続の際は、この書面を必ず持参してください。

年 月 日

兵庫県公安委員会 

様式第49号の10（第19条の5関係）

<p>第 号</p> <p style="margin-top: 20px;">運 転 技 能 検 査 受 検 結 果 証 明 書（乙）</p> <p style="margin-top: 20px;">住 所</p> <p style="margin-top: 20px;">氏 名</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">年 月 日生</p> <p style="margin-top: 20px;">上記の者は、 年 月 日 に</p> <p style="margin-top: 20px;">において、道路交通法第97条の2第1項第3号イに規定する運転技能検査を受検した</p> <p style="margin-top: 20px;">者であることを証明する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">運 転 技 能 検 査 の 結 果</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">点</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;"><input type="checkbox"/> 大型第二種免許、中型第二種免許若しくは普通第二種免許を受けようとし、又は受けている者</p> <p style="margin-left: 20px;">〈合格基準〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下記以外の運転免許 → 70点以上 ・ 大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許 → 80点以上 <p style="margin-left: 40px; margin-top: 10px;">検査の結果、合格基準を満たしませんでした。</p> <p style="margin-top: 20px;">検査に合格しなければ、運転免許証又は免許情報記録の更新手続きができません。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">この検査は再受検することができます。</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">兵庫県公安委員会 印</p>	運 転 技 能 検 査 の 結 果	点
運 転 技 能 検 査 の 結 果	点	

様式第63号及び様式第63号の2を次のように改める。

様式第63号（第25条関係）

運転免許証等返納（抹消）書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所

届出者 氏 名

続 柄

次により運転免許証等の返納（抹消）に係る届出をします。

免許等の区分	免 許	<input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 免許情報記録個人番号カード <input type="checkbox"/> 仮免許証 <input type="checkbox"/> 国外運転免許証（番号 _____）	
	運 転 経 歴	<input type="checkbox"/> 運転経歴証明書 <input type="checkbox"/> 運転経歴情報記録個人番号カード	
理 由	<input type="checkbox"/> 取消し（ _____ 年 月 日 欠格 _____ 年） <input type="checkbox"/> 失効（免許の有効期間満了） <input type="checkbox"/> 国外運転免許証の更新 <input type="checkbox"/> 再交付後の発見等 <input type="checkbox"/> 運転免許の取得 <input type="checkbox"/> 死亡（ _____ 年 月 日）確認添付資料（ _____）		
住 所			
フリガナ			
氏 名	_____ 年 月 日生		
免許証番号 又は 経歴証明書番号	第 _____ 号	_____ 年 月 日まで有効	
免許情報記録の番号 又は 運転経歴情報記録の番号	第 _____ 号	_____ 年 月 日まで有効	
免許の種類	大 中 準 普 大 大 普 小 原 け 大 中 普 大 け 大 中 準 普 中 中 自 自 特 付 引 二 二 二 二 二 仮 仮 中 通 型 型 型 通 特 二 二 特 付 引 二 二 二 二 二 仮 仮 型 假 型 型 型 通 特 二 二 特 付 引 二 二 二 二 二 仮 仮 型 假		
備 考			※ 受 付 印
※ 取 扱 者	所 属	課・係	氏 名

- 注 1 ※印欄は、記載しないこと。
 2 免許情報記録個人番号カード及び運転経歴情報記録個人番号カードの記録抹消に係る届出者は本人のみとする。
 3 「免許等の区分」欄及び「理由」欄は、該当する全ての□にレ印を記載すること。
 4 「免許の種類」欄は、該当するものを○で囲むこと。

様式第63号の2（第25条の2関係）

免許等保有状況変更申出書（紛失等・発見）

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

受付警察署等

フリガナ	
氏名	
生年月日	年 月 日
免許証番号等	

※ 太枠内のみ記入してください。

紛失等の場合

紛失等の直前における免許証及び免許情報記録個人番号カード等の保有の有無	有 ・ 無
紛失等したもの	<input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 免許情報記録個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転経歴証明書 <input type="checkbox"/> 運転経歴情報記録個人番号カード
紛失等した理由	

発見の場合

発見したもの	<input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 免許情報記録個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転経歴証明書 <input type="checkbox"/> 運転経歴情報記録個人番号カード
--------	--

- 備考
- 1 氏名及び生年月日欄は、明瞭に、かい書で記載すること。
 - 2 紛失等の直前における免許証及び免許情報記録個人番号カード等の保有の有無欄は、紛失直前に双方を保有していた場合は「有」を、片方のみを有していた場合は「無」を○で囲むこと。
 - 3 紛失等したものの欄には、当該紛失等したもののチェックボックスに「レ点」を入れること。
 - 4 発見したものの欄には、当該発見したもののチェックボックスに「レ点」を入れること。

取扱者	
登録年月日	
登録番号	

様式第67号の13を次のように改める。

様式第67号の13（第26条の5関係）

※ 受理番号	第	号
--------	---	---

特定小型原動機付自転車運転者講習受講申込書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生

電 話 () -

次により特定小型原動機付自転車運転者講習を受講します。

受講年月日	年 月 日
受講場所	
受講種別 (手数料)	特定小型原動機付自転車運転者講習 (円)
手数料納付 確認	

注 ※印欄は、記載しないこと。

様式第69号を次のように改める。

様式第69号（第27条関係）

※ 受理番号	第	号
--------	---	---

自転車運転者講習受講申込書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生

電 話 () -

次により自転車運転者講習を受講します。

受講年月日	年 月 日
受講場所	
受講種別 (手数料)	自転車運転者講習 (円)
手数料納付 確 認	

注 ※印欄は、記載しないこと。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年3月24日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。